平成２９年第１２回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日　時　　平成２９年１２月２２日
　　１３時３０分～１４時４０分

会　場　　海老名市役所６階議員全員協議会室

平成２９年第１２回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成２９年１２月２２日「平成２９年第１２回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市役所議員全員協議会室に招集した。招集委員は１４名、応召委員は１４名で次のとおりである。

1番　鈴木　守	2番　加藤　晃	3番　清水　澄雄	4番　瀬戸　正己
5番　小島　冨士男	6番　平井　敬	7番　加藤　忠晴	8番　竹内　章人
9番　尾上　富夫	10番　井出　彰	11番　木島　稔	12番　森　征男
13番　齋藤　孝一	14番　大矢　美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は６名で次のとおりである。

15番　中山　勇	16番　塩脇　勉	17番　新戸　和夫	18番　守屋　福夫
19番　宮台　孝治	20番　細川　英治		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長　植松　正、　係長　菊島　宏、　主査　加藤　謙次、　主事　湊　大輝

会議事項は次のとおりである。

日程第１　議案第63号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第２　議案第64号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第３　議案第65号　引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第４　議案第66号　農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

⑴　農地造成工事施工届出書について

⑵　農地の使用貸借権の解約について

⑶　農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：　午後１時３０分）

ただいまの出席委員は１４名でございます。また、農地利用最適化推進委員の６名も全員出席しております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第１３条第２項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということでございますので、指名させていただきます。９番委員と、10番委員を指名いたします。

それでは、４．報告事項の３ページから５ページの（１）活動状況、（２）農地の異動状況、（３）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】　（先月の活動状況・農地の異動状況・県許可の状況を報告した。）

【議　　長】　報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何か質問等がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第１４条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということでございますので、認めさせていただきます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより５の付議事項に入ります。

議案書６ページ、日程第１、議案第６３号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号２６について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　まず初めに、議案書の訂正がございます。大変申し訳ございません。受

付番号２６の■■さんの世帯の自作地の面積です。真ん中の譲受人と書いてあるところの自作地の欄ですけれども、■■■■■という数字の記載がございます。こちらが■■■■■■■■■■の間違いでございます。この■■■■■を消して■■■■■■■■■■と訂正していただきますようにお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、ご説明いたします。

農地法第３条では、農地または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号２６、申請地は、社家字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、中野■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、中野■■■■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は、資料１にございます。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】　報告いたします。

■■■■■さんは、■さんの娘さんで、現在もお父さんとお母さんと一緒に農業をやられております。別に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■■さんと、その父の■さん、母の■■さんの３人が農業従事者だそうです。経営主は、■■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は５年、農業従事日数は、年間３００日、■■■さんの父の■さんの農業経験年数は７０年、農業従事日数は、年間３００日、■■■さん

の母の■■さんの農業経験年数は７０年、農業従事日数は、年間３００日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米で、下限面積である３０アールを超えております。機械は、トラクター２台、耕運機３台、田植機１台、コンバイン１台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第３条第２項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】　昨日、第１班で現地を確認いたしました。秋の刈り入れ後の田んぼの状況でありまして、何ら問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　それでは、受付番号２６について、質疑のある方。

大変申し訳ございません。実は、地区委員のところで、10番委員に地区委員としての意見をお伺いして、また答えていただいたわけでございますが、地区としては中野ということでございますので、17番委員にお伺いしなければいけませんでした。申し訳ございません。17番委員、お願いします。

【17番委員】　■■■さんは、■さんの娘さんで、今一緒にお母さんと３人で農業をやっておられます。農業経営もかなり大きくやっておられるので、問題はありません。

【議　　長】　ありがとうございます。

それでは、もう１度。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号２６について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号２６については、承認とさせていただきます。

次に、議案書７ページ、日程第２、議案第６４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号５について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】　この証明は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに、税務署へ提出する書類でございます。相続人の要件としましては、相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であること、被相続人の要件としましては、死亡の日まで農業経営をされていた個人であることでございます。

議案書の７ページをご覧ください。受付番号５、被相続人は、綾瀬市深谷中■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成２９年３月２１日、相続人は、綾瀬市深谷中■■■■■■■■、■■■■、生年月日は、昭和■■年■月■■日、続柄は、子、職業は、農業でございます。特例農地等の明細ですが、中野■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、農振農用地区域内、■■■平米、議案書のとおりでございます。１２月１２日、事務局で現地確認したところ、農地として適正に管理されておりました。

続きまして、補足説明をさせてもらいます。申請人は、綾瀬市の農家であるため、綾瀬市農業委員会のほうに聞き取り調査をしておりますので、その結果を報告させてもらいます。被相続人である■■■■さんの生前の農業経営の状況ですが、綾瀬市の平成２８年の農地台帳では、農業経営主として登載されておりまして、所有地、耕作地ともに、農地法違反や荒廃地化しているような農地はなく、耕作機械等は、耕運機、トラクター等を所有されていたそうです。相続人であります■■■■さん

の農業経営の状況ですが、農業従事日数は、年間３００日、所有地、耕作地に農地法違反や荒廃地化しているような農地はなく、農業機械は、耕運機、トラクター等を所有されているそうです。また、奥さんの■■■さんも農業従事者で、農業従事日数は、年間２００日だそうです。■■■さんは、申請地である■■■平米の農地を所有しているほか、綾瀬市に■■■■■■■■平米の農地を所有されており、両方合わせて■■■■■■■■平米の耕作を行っている農家でございます。今後も引き続き農業経営を行う旨、申請書のほうにも記載がございます。これらのことから、この案件につきましては、問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号５について、事務局から提案説明がございました。これにつきまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号５について、承認の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号５については、承認とさせていただきます。

次に、議案書８ページ、日程第３、議案第６５号　引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号３４について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】　この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、３年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去３年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地としてやってきたかというところを農業委員会が証明します。

議案書の８ページをご覧ください。受付番号３４、被相続人は、社家■■■■■■、■■■■■、相続人は、社家■■■■■■、■■■■、

引き続き農業を行っている期間は、平成２７年１月２８日から平成２９年１２月２２日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、市街化区域の生産緑地、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で１２月１２日に現地調査したところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号３４について、ただいま事務局から提案説明、補足説明がございました。これにつきまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号３４を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員です。よって、受付番号３４について、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書９ページ、受付番号３５について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】　議案書の９ページをご覧ください。受付番号３５、被相続人は、上郷■■■■■■■■、■■■■、相続人は、上郷■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成２６年１２月２５日から平成２９年１２月２２日までです。特例農地等の明細ですが、河原口■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、市街化区域の生産緑地、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりでございます。両筆とも生産緑地の畑で、合計、■■■平米。事務局で１２月１２日に現地調査したところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号３５について、今、事務局から説明がございました。質疑のあ

る方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号３５について、承認とされる方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、日程第４、議案第６６号　農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

議案書１０ページ、受付番号５３と、議案書２６ページ、受付番号１００の２件についてですが、17番委員が関係人として、農業委員会に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

（17番委員退席）

【議　　長】　受付番号５３について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。先月の定例総会でもご説明させていただきましたが、海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を１２月末としています。既に貸し借りを行っている方が継続のために手続を行うことが多いため、１月１日からの権利設定を行う１２月の審議案件が毎年多くなっております。件数が多いため、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のとおりと省略させていただきます。なお、貸し借りする農地がかわらなくても、相続等で貸し手がかわった場合や、借り手の名義が子にかわった場合など、借り手、貸し手のいずれかがかわった場合には、新規の計画として取り扱っておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

それでは、提案説明をいたします。

議案書１０ページ、受付番号５３、借り手は、中野■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、社家■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は６筆で、社家字■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、ほか５筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農振農用地区域内及び農業振興地域内の新規の計画で、借り手は、市内の認定農業者です。１２月１２日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号５３について、事務局から提案説明がございました。質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号５３について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号５３については、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号１００について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　議案書２６ページをご覧ください。受付番号１００は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

１２月１２日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。借り手は、市内の認定農業者です。また、借り手

は、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から受付番号１００について、提案説明がございました。質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、受付番号１００について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号１００について、承認とさせていただきます。

（17番委員着席）

【議　　長】　続きまして、議案書１０ページから１３ページ、受付番号５４から６４の１１件について、一括で提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　議案書１０ページ、受付番号５４及び５５は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書１１ページ、受付番号５６、借り手は、中新田■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は２筆で、中新田■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、２筆合計で年額5,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号５７、借り手は、中新田■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、大谷北■■■■■■■■■■■■、■■■■、貸

し借りする農地は１筆で、中新田■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、年額5,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号５８、借り手は、中新田■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は４筆で、中新田■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、４筆合計で年額１万円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書１２ページから１３ページ、受付番号５９から６３までの５件は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号６４、借り手は、本郷■■■■■■、■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は４筆で、本郷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

以上、これらの案件につきまして、１２月１２日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手はいずれも農家です。どの方も農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から提案説明がございました。

５４から６４、１１件につきまして、質疑を一括でお願いいたしま

す。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。採決につきましては、一括採決とさせていただきます。

受付番号５４から６４の１１件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書１４ページ、受付番号６５についてですが、９番委員が関係人として、農業委員会に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

（９番委員退席）

【議　　長】　事務局の提案説明を求めます。

【主　　査】　議案書１４ページをご覧ください。受付番号６５は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。１２月１２日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。借り手は、市内の認定農業者です。また、借り手は、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号６５について、事務局から提案説明がございました。質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号６５について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

（９番委員着席）

【議　　長】　続きまして、議案書１４ページから２６ページ、受付番号６６から９９までと、受付番号１０１の３５件について、一括で提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　議案書１４ページをご覧ください。受付番号６６は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号６７、借り手は、上郷■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は１筆で、上郷字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書１５ページ、受付番号６８から７０までの３件は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書１６ページ、受付番号７１、借り手は、上郷■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、社家■■■■■、■■■、貸し借りする農地は１筆で、上郷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号７２、借り手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は２筆で、中河内字■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、２筆合計で年額２万6,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号７３は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書１７ページ、受付番号７４、借り手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し手は、国分北■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は２筆で、社家字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、２筆合計で年額２万円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農振農用地区域内及び農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号７５、７６、議案書１８ページ、受付番号７７までの３件は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号７８、借り手は、中野■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、国分北■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は３筆で、社家字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか２筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日までの１年間、借賃は、３筆合計で年額２万円、借賃の支払い方法は、５月末までに現金一括払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号７９、借り手は、中野■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、杉久保南■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は１筆で、中河内字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日までの１年間、借賃は、年額１万円、借賃の支払い方法は、５月末までに現金一括払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、議案書１９ページ、受付番号８０、借り手は、国分南■■■■■■■、■■■■、貸し手は、社家■■■■■■■、■■■

■、貸し借りする農地は４筆で、本郷字■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号８１、借り手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は５筆で、本郷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか４筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、１０アール当たり玄米３０キログラム、借賃の支払い方法は、年末に現物払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号８２、借り手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は２筆で、本郷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、１０アール当たり玄米３０キログラクム、借賃の支払い方法は、年末に現物払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２０ページ、受付番号８３、借り手は、中河内■■■■■■、■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は１筆で、本郷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、１０アール当たり玄米３０キログラム、借賃の支払い方法は、年末に現物払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号８４、借り手は、下今泉■■■■■■■、■

■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は１筆で、上今泉字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、年額5,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号８５、借り手は、下今泉■■■■■■■、■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は２筆で、下今泉■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日までの１年間、借賃は、２筆合計で年額4,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２１ページ、受付番号８６、借り手は、下今泉■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は５筆で、下今泉■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米のうち■■■平米、ほか４筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、５筆合計で年額１万4,200円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農振農用地区域内及び農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号８７、借り手は、大谷南■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は２筆で、大谷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、２筆合計で年額１万円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新

規の計画です。

続きまして、受付番号８８、借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、大谷北■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は４筆で、杉久保字■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間、借賃は、４筆合計で年額１万5,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２２ページから２３ページ、受付番号８９から９２までの４件は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号９３、借り手は、大谷北■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は２筆で、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間、借賃は、２筆合計で年額２万6,000円、借賃の支払い方法は、年末に現金一括払いする計画です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２４ページ、受付番号９４、借り手は、本郷■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地が２筆あり、筆により持ち分が異なりますが、貸し手は、社家■■■■■■■■、■■■■、■■■■、各筆の持ち分は、議案書に記載のとおりです。貸し借りする農地は、社家字■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号９５、借り手は、杉久保北■■■■■■■■、■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■、■■■■、貸し借り

する農地は１筆で、中新田字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号９６、借り手は、杉久保北■■■■■■■■■、■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は１筆で、大谷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２５ページ、受付番号９７、借り手は、杉久保北■■■■■■■■■、■■■、貸し手は、杉久保北■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は１筆で、社家字■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。農振農用地区域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号９８、借り手は、大谷南■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は１筆で、大谷字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、受付番号９９、借り手は、大谷南■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は２筆で、中新田■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成３０年１月１日から平成３２年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書２６ページ、受付番号１０１は、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上、これらの案件につきまして、１２月１２日及び１２月１４日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手はいずれも農家です。どの方も農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から提案説明がございました。

受付番号６６から９９までと、受付番号１０１の３５件について、一括で質疑をお願いいたします。質疑のある方。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、質疑、意見もないようでございますので、ただいまの受付番号６６から９９までと、受付番号１０１の３５件について、一括で採決させていただきたいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書２７ページでございます。６．そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件を案件とします。

（１）農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号７について、事務局から説明をお願いします。

【主　　事】　農地造成は、農地の切土、盛土等によって、農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で、高さ１メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が３カ月以下のものについてが、この手続の対象です。

受付番号７、申請地は、社家字[redacted]、現況地目、田、[redacted]平米のうち[redacted]平米、農振農用地区域内の田です。土地所有者は、杉久保北[redacted]、[redacted]、施工業者は、国分南[redacted]、代表取締役[redacted]、申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。申請地の地図は資料２－１、資料２－２と２－３には造成計画図をお配りしております。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から説明がございました。受付番号７について、地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】　説明いたします。

この案件は、田んぼを畑に盛土して、キャベツ、レタス等を杉久保の[redacted]さんがつくられるということで、現地の立ち会いを行いました。図面、資料２－２を見ていただくとわかると思うのですが、[redacted]の田んぼの南側を埋めますので、特に[redacted]の排水の問題がありまして、３メートルほど排水できるようにあけるということで、現地を施工業者と確認しています。２－２に書いてあるとおり、排水の流れの図面を書いていただいて、近隣の方にこの図面をもって説明してくださいということで、指導はいたしました。

それと、この案件について、前面道路から土を入れますが、現状は薄いアスファルト舗装です。トラック等も入ってきますので、現状、写真をよく撮っておいていただいて、万が一この道路の補修等が出た場合には責任をもって行ってくださいというようなお話をいたしました。

以上でございます。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　造成計画について補足説明をいたします。

資料２－２をご覧ください。平面図です。申請地の一部を９９センチ盛土し、周囲を３０度の法面で処理、また、南側の水路と隣接する部分のみ鋼板土どめを設置するという計画です。西側、図面で言うと左側ですが、西側には北に隣接する田んぼの排水を確保するため、排水路とし

てスペースをあけ、南側にある水路に穴をあけて管を接続する計画となっております。

続きまして、資料２－３をご覧ください。こちらは断面図です。上のＡ－Ａ’が申請地を南北、下のＢ－Ｂ’が東西に切った図面でございます。Ａ－Ａ’、上側の左側をご覧いただくと、１９０という高さの表記がございます。盛土を９９センチ行うと、前面道路から１９センチ上がるということを示しております。海老名市農地造成指導要綱によると、前面道路から３０センチまでが原則でございますので、この基準は満たしております。また、境界には鋼板土どめを設置し、頭は１０センチ出すという計画がされております。また、下のＢ－Ｂ’の断面をご覧いただくと、左側に３メートル幅の排水路の確保、また、境界はいずれも３０度の法面で処理するということによって、周辺の土地への被害防除が図られております。土は、綾瀬市早川地内にある畑から搬入するとのことで、造成後はキャベツ、ホウレンソウ、レタス等を作付する営農計画書の提出がございます。そのほか、隣接する農地の所有者及び耕作者からの同意書の提出もございます。また、出入りに関してですが、資料２－２をご覧いただくと、造成完了後の出入り口の表記がなく、わかりづらくなってしまっております。出入りに関しましては、資料２－２の平面図、申請地の左側、法面の上の部分から行う計画と聞いております。農耕車が通る部分には鋼板土どめは設けず、高さは南側の道路と同じ高さになる計画で、スロープ状で上がっていくと聞いております。また、工事車両について、先ほど10番委員がおっしゃられたとおり、舗装が簡易舗装等になっておりますので、ほかの車、特に農業者の車が通行するのに支障が出ないようにするとともに、万一舗装が壊れる等あったときには、すぐに補修するということを申請者へ約束させております。これらから、この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】　昨日、現地確認をいたしましたところ、現況は田んぼということでございます。また、社家の10番委員と事務局がご説明をされたとおりでござ

いますので、私からは特に問題はないと思います。

以上でございます。

【議　　長】　それでは、受付番号７について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、質疑もないようでございますので、受付番号７について、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということですので、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号８について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号８、申請地は、杉久保字[redacted]、現況地目、田、[redacted]平米、ほか１筆、議案書のとおりで、合計、[redacted]平米です。農業振興地域内の田です。土地所有者は、杉久保北[redacted]、[redacted]、施工業者は、国分南[redacted]、[redacted]、[redacted]、代表取締役[redacted]、申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。申請地の案内図は資料３－１にございます。また、資料３－２と３－３には造成計画図をお配りしております。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】　この土地は、永池川の拡幅工事に伴ってできた残地でありまして、面積が狭くなって、大きな農機具等が使えないということで、畑にするということです。道路側は広いのですが、奥のほうの水路から水を入れるのに水が入らなくなってしまうということもあって、土を埋めるということです。問題はないと思います。

以上です。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　造成計画について補足説明をいたします。

資料３－２をご覧ください。平面図です。申請地を、先ほどの受付番

号７も同じでしたが、９９センチ盛土して、周囲を鋼板土どめで囲う計画です。南側の道路から水路にふたをかけ、農耕車の出入り口とします。

続きまして、資料３－３をご覧ください。こちらは断面図でございます。上のＡ－Ａ’が申請地を東西、下のＢ－Ｂ’が南北に切った図面でございます。Ａ－Ａ’断面をご覧ください。９９センチ盛土して、頭が１１センチ出る鋼板土どめを設置し、1.5メートル幅を農耕車出入り口として確保します。この部分だけは道路と同じ高さからスロープで上がっていくという形になります。続いて、Ｂ－Ｂ’断面をご覧ください。左側、道路と書かれているところに５９０という数字がございます。田んぼの面から道路までが４０センチの高低差が現在ついておりまして、畑は、盛土すると、道路より５９センチ高くなるという計画がされております。前面道路から３０センチという原則を超えておりますが、このことにつきまして、理由書の提出がございます。理由書によると、ホウレンソウやトウモロコシ等の作付予定があり、根をしっかりと張れるだけの高さを確保しなければならないことから、９９センチの盛土がしたいという記載がございます。

また、もう１点、永池川沿いは、雨が降った際、川が氾濫することが多く、ある程度の高さを確保したいと、申請者から聞き取っております。これらから、本案件に関して、前面道路から５９センチ高くなるということについては、事務局としてはやむを得ないという考えを持っておりますが、周辺のほかの土地で全く同じことが今後できるというわけではなく、土地利用計画はその土地ごと、その案件ごとに判断を行っていくことになりますので、この計画をもし委員の皆様にご了承いただいた際には、その旨も必ず記録として残すということを申し添えます。

造成する土は、先ほどと同じく、綾瀬市早川地内にある畑から搬入するとのことで、造成後はキャベツ、ホウレンソウ、レタス、トウモロコシ等を作付する営農計画書の提出がございます。そのほか、隣接する農地の所有者及び耕作者からの同意書の提出もございます。これらから、この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】　昨日、現地を見ましたところ、現況は田ということでございます。また、事務局で説明されましたように、盛土が少し高いということで、今後、西側の田んぼ等、そういう計画があった場合には、例とならないようにご指導いただければということで、今回については特に何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号８について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑もないようでございますので、受付番号８について、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　ご異議なしということですので、承認とさせていただきます。

次に、議案書２８ページでございます。（２）農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号１５について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　農地の使用貸借の期間途中の解約のときには、農業委員会に届出をしていただいています。今回、農業委員会で決定した農用地利用集積計画に基づく農地の使用貸借について、解約したことの届けを受け付けましたので、報告いたします。

受付番号１５、届出地は、社家字■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米です。貸人は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■■、借人は、上郷■■■■■■■■、■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田の使用貸借の解約です。合意による解約を平成２９年１２月１３日に行い、農地の引き渡しも平成２９年１２月１３日に行ったという届出内容です。また新たに農用地利用集積計画により別の方との貸し借りを行います。先ほどご審議をいただきました議案書２５ページ、受付番号９７がこれに該当いたします。

なお、事務局で１２月１２日に現地調査を行い、農地として適正に管

理されていることを確認しました。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、受付番号１５について、承認とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということですので、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号１６について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　査】　受付番号１６、届出地は、大谷字■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米です。貸人は、中新田■■■■■■■、■■■、借人は、中新田■■■■■■■■、■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田の使用貸借の解約です。合意による解約を平成２９年１２月３１日付で行い、農地の引き渡しも平成２９年１２月３１日に行うという届出内容です。また、新たに農用地利用集積計画により別の方との貸し借りを行います。先ほどご審議をいただきました議案書２５ページ、受付番号９８がこれに該当いたします。

なお、事務局で１２月１２日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認しました。

以上でございます。

【議　　長】　事務局の提案説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑もないようでございますので、受付番号１６について、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということですので、承認とさせていただきます。

次に、議案書２９ページから３３ページまでの（３）農地転用届出に

よる専決処分についてを案件といたします。

農地法第４条の受付番号６０から６９の１０件と、農地法第５条の受付番号１１４から１２０までの６件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主　　査】　農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第４条第１項第７号と、農地法第５条第１項第６号です。

議案書２９ページから３１ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出でございます。届出期間につきましては、平成２９年１１月１日から１１月３０日までの間に届出がされたものです。受付番号６０から６９までの１０件で、田、1,109平米、畑、3,741.37平米、合計、4,850.37平米です。

続きまして、議案書３２ページ、３３ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成２９年１１月１日から１１月３０日までの間に届出がされたものです。受付番号１１４から１２０までの６件で、田、９４平米、畑、629.29平米、合計、723.29平米です。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号６０から６９の１０件と、受付番号１１４から１２０までの６件について、一括で質疑を受けたいと思います。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　承認のほうも一括でお願い申し上げます。ただいまの受付番号６０から６９までの１０件と、受付番号１１４から１２０までの６件について、承認とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということですので、一括承認とさせていただきます。

次に、７、その他について、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　事務局から何かありますか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　ほかにないようですので、２番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【２番委員】　１月から１２月ということで、年内最終総会、特に支障なく終了しました。１年間どうもありがとうございました。

（終了　午後２時４０分）